

最低労働賃金額に関する
2010年4月16日付モンゴル国法律（新版）
【仮訳】
2015年最終改正

目次

- 第1章 総則
第2章 最低労働賃金額の決定及び遵守
第3章 その他の規定

第1章 総則

第1条 法律の目的

- 1 この法律の目的は、労働契約若しくは賃金により従業する契約又はそれらと類似するその他の契約による時間基本報酬（賃金）の最低額を定めることと関連する関係を調整することに存する。

第2条 最低労働賃金額に関する法令

- 1 最低労働賃金額は、モンゴル国憲法、労働に関する法律、民法及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律と別段の定めのある場合には、国際条約の規定を遵守する。

第3条 最低労働賃金額

- 1 特定の教育又は個別の専門技能を必要としない通常の業務において労働契約若しくは賃金により従業する契約又はそれらと類似するその他の契約により従業する従業員又は労働者（以下「従業員」という。）の適法な利益を保護するために権限を有する者の定めた時間基本報酬（賃金）に係る社会的に遵守すべき最低限度は、これを最低労働賃金額という。
- 2 特定の教育又は専門技能若しくは能力を必要とする業務において労働契約若しくは賃金により従業する契約又はそれらと類似するその他の契約により従業する従業員の時間基本報酬（賃金）を最低労働賃金額として決定することは、これを禁止する。
- 3 第1項における賃金に係る規定は、従業員が報酬（賃金）を最低労働賃金額より高く定めさせ、雇用者又は使用者（以下「雇用者」という。）が最低労働賃金額を上回って定めた報酬（賃金）を支給するのに障害とならない。

第4条 最低労働賃金額の決定又は変更の原則及び要素

- 1 最低労働賃金額は、人の最低生活水準の確定に関する法律第5条第1項の定めに従い決定した水準を下回らず、かつ、人の最低生活水準を同法第5条第3項の

定めに従い決定した場合には、最低労働賃金額は、最も高く定めた地域の水準を下回らない。

- 2 最低労働賃金額は、次の要素を考慮してこれを決定し、又は変更する。
 - (1) 人の生活の価値の変更
 - (2) 労働生産性及び平均報酬の妥当な関係
 - (3) 社会保険又は社会福利の年金又は補助金額
 - (4) 経済成長及び就業の水準

第2章 最低労働賃金額の決定及び遵守

第5条 最低労働賃金額の決定又は変更

- 1 最低労働賃金額は、政府並びに雇用者及び従業員の権利及び適法な利益を代表して保護する全国範囲の組織の代表を有する労働及び社会協議会の三当事者国家委員会がこれを決定する。
- 2 労働及び社会協議会の三当事者国家委員会は、最低労働賃金額を決定するのに関連する次の権限を行使する。
 - (1) 最低労働賃金額を決定し、又は更新する旨の決定を採択すること。
 - (2) 最低労働賃金額を決定するために、付随する労働生産性及び報酬（賃金）に係る事項に関する専門的研究者チームを活動させること。
 - (3) 第4項の定めに従い決定する最低労働賃金額についての情報を収集し、解析すること。
 - (4) 最低労働賃金額を決定し、及び遵守させることと関連する方法又は指示を発すること。
- 3 最低労働賃金額を雇用者及び従業員の権利及び適法な利益を代表して保護する分野の組織は、相互に合意し、分野又は分野内部の合意により第1項所定の労働及び社会協議会の三当事者国家委員会の定めた金額から増加させて決定することができる。
- 4 労働及び社会協議会の三当事者国家委員会は、前条第2項所定の要素を考慮して最低労働賃金額を2年に1回の割合により決定し、かつ、次条第1項及び第2項の提案に従い更新して決定することができる。

第6条 最低労働賃金額の決定又は変更に係る事項についての提案の提出

- 1 最低労働賃金額を決定し、又は変更する提案は、労働及び社会協議会の三当事者国家委員会において代表を有するいずれかの当事者が、又は複数の当事者が共同で、これを提出することができる。
- 2 国の全体にかかわる経済的危機、災害又は緊急事態の条件の下においては、公共権益のために最低労働賃金額を特定の期間にわたり安定化させ、又は社会的保護に係るその他の措置と組み合わせて一時的期間をもって低下させて遵守する提案は、政府がこれを提出することができる。

第7条 最低労働賃金額の遵守

- 1 労働契約若しくは賃金により従業する契約又はそれらと類似するその他の契約により従業員を従業させている雇用者は、労働及び社会協議会の三当事者国家委員会の定めた金額を下回らない基本報酬（賃金）を当該従業員に支給する義務を引き受け、かつ、雇用者は、第5条第3項所定の最低労働賃金額にかかわる場合には、それを下回らない基本報酬（賃金）を所有の種類若しくは形式又は当該分野の雇用者及び従業員の権利若しくは適法な利益を代表して保護する分野の組織において成員となっていると否とを問わず、支給する。

- 2 最低労働賃金額を更新して決定した場合には、それを施行させるために定めた日から、当該期限を定めていないときは公告した日から、更新して決定した金額を下回らない基本報酬（賃金）を支給し、かつ、最低労働賃金額を通知して知らせる義務は政府及び労働及び社会協議会の三当事者国家委員会が、そして第5条第3項所定の代表して保護する分野の組織の決定した最低労働賃金額を通知して知らせる義務は合意により締結当事者が、これを引き受ける。
- 3 この法律の実施については、専門的監督組織並びに雇用者及び従業員の権利及び適法な利益を代表して保護する全国範囲の組織が権限の範囲内において監督を行う。
- 4 最低労働賃金額の使用と関連する他の法律の規定の実施においては、労働及び社会協議会の三当事者国家委員会の定めた最低労働賃金額を遵守することとする。

第3章 その他の規定

第8条 最低労働賃金額についての不服申立て及び法令違反者に引き受けさせるべき責任（この見出しは、2017年7月1日から「法令違反者に引き受けさせるべき責任」と変わる。）

- 1 最低労働賃金額に関する法令に違反したことに関する不服は、従業員又はその権利及び適法な利益を代表して保護する組織が労働に係る国家監察官又は裁判所にこれを申し立てることができる。
- 2 前条第1項における規定への違反が刑事責任を引き受けさせない場合には、経済単位又は組織には60万ないし100万トウグルグの、役職員には30万ないし50万トウグルグの罰金を科する処罰を労働に係る国家監察官又は裁判官が科する。
- 2 この法律に違反した個人又は法人には、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。（2017年7月1日施行）
- 3 最低労働賃金額を下回って基本報酬（賃金）を支給したことにより従業員にもたらした損害は、雇用者がこれを全部賠償する。

（モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓）